

平成27年11月11日

就学時健康診断に来られた
保護者のみなさまへ



向丘小学校 P T A
会 長 本所 靖博
校 長 藤原 淳子

詳細資料① 本校PTA活動への参加協力依頼について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度は、来年4月にお子さまが小学校入学をひかえ、保護者の皆さまにおかれましては、期待と心配の気持ちでお過ごしのことと思います。本校は、学制が発布された明治5（1872）年にできた川崎市でもっとも歴史ある小学校で、来年は創立144年目になりますが、その伝統や土地柄から、**「学校」と「親」と「地域」が三位一体となって子どもたちの成長を見守ってきた自慢の小学校**です。特にはじめて小学校に通うお子さまの保護者の皆さまには、ご心配のことと存じますが、安心してご入学をお迎えください。なお、お子さまが本校に入学された際には、本校PTAにご加入いただく予定ですが、詳しくは、来年2月12日（金）に予定の「新入学児童保護者説明会」で、PTAに関する資料を配付して、直接説明いたします。皆さま方と一緒に子どもたちの教育活動をサポートできたら幸いです。

さて、この度、「就学時健康診断」の機会に、このようなご案内をするには**次の2つの理由**があります。

（その1）お子さまの在校中6年間のうち、児童1名につき1回、役員・会計監査・各種委員のいずれかの役職で、PTA活動にご参加・協力を賜いたいこと。

（その2）来年度の役員・会計監査・各種委員の選出は、入学後の4月ではなく、すべて今年度のうちに選出していること。

☆理由その1について：

本校PTAでは、毎年度、約150名の保護者がなんらかの役職についていただき、子どもたちの教育活動をサポートする仕事を分担しています。本校には約900名の児童が通学していますので、6年間のうち児童1名に1回、上のお子さまの分から順番に、参加・協力をお願いしています。

☆理由その2について：

4月以降の都合を早めに調整できる、学級懇談会に出席できない人も応募できる、知り合いと一緒に応募できるなど、平成26年度から委員を引き受けやすい環境に変更しました。

添付資料

つきましては、次の資料も添付（本校PTAホームページに掲載）しますので、本校でのPTA活動への参加・協力について、お子さまの在学中の間（6年間）、どのタイミングで委員をお引き受けいただけるか、ご関心ある方は、資料をダウンロードいただき、ご検討ください。委員を経験すると、学校の様子がわかり安心できることが増えるのでオススメです。

（資料1）本校PTAはどんな活動をしているの？

（資料2）来年度のPTA各種委員はどう選出するの？

（資料3）校外安全委員会・厚生委員会の来年度委員の公募します♪

☆来年度委員については、次のタイミングで募集しますので、よろしくお願いします。

選出区分	委員会名	学年	公募の告知	応募の〆切
地区選出	校外安全委員会・厚生委員会	新1年	11/11(水)	12/14(月)
		新2-6年	12/ 3(木)	12/14(月)
学年選出	学年委員会・ベルマーク委員会 広報委員会・成人教育委員会	新1年	2/12(金)	2/16(火)
		新2-6年	1/21(木)	2/ 1(月)

☆学年選出の委員会については、公募で決まらない場合、くじびきで選出させていただきます。
詳細は後日配付される「公募の告知文書」をご確認ください。

参考資料

川崎市立向丘小学校PTA規約

第 1 章 名称および事務所

第 1 条 この会は川崎市立向丘小学校PTAと称し、事務所を本校内におく。

第 2 章 目 的

第 2 条 この会は保護者と教職員とが互いに協力して会員相互の教養の向上と親睦を図り、家庭・学校・社会での児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第 3 章 活 動

第 3 条 この会は第2条の目的を達するために次の活動を行う。

1. 民主的教育の推進とその具体化を図るために必要な事項
2. 児童の教育・厚生・福祉の推進を図るために必要な事項
3. 教育的環境の整備を図るために必要な事項
4. 会員相互の教養を高めるために必要な事項
5. その他前条の目的達成に必要な事項

第 4 章 運 営 方 針

第 4 条 この会は教育を本旨とする民主的団体として次の方針にしたがって活動する。

1. 児童青少年の教育ならびに福祉の為に活動する他の団体または機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を主目的とするような活動は行わない。
3. 教育の向上のために意見や参考資料は提出するが、教育方針・学校管理や教職員の人事に干渉しない。

第 5 章 会 員 の 組 織 お よ び 地 域 区 分

第 5 条 この会は次のような会員で組織する。

1. 本校児童の保護者
2. 本校の校長および教職員

第 6 条 この会は運営上、関係地域を次のように区分する。

1. 平1丁目
2. 平2丁目
3. 平3丁目
4. 平4丁目
5. 平5丁目
6. 神木本町
7. 五所塚
8. 高山団地
9. 東生田3丁目
10. 東生田4丁目
11. センチュリータウン

その他増減については運営委員会にかけて処理する。

第 6 章 会 計

第 7 条 この会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

第 8 条 この会の会費は、月額 250 円とする。ただし、事情により運営委員会の議を経て会費の免除を行うことができる。

全 42 条のうちの一部抜粋です。
規約集は入学の頃に配付します。